

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島に関する IUCN 評価結果の概要について

1. 世界遺産一覧表への記載の可否

世界遺産一覧表への記載の可否に関する勧告は以下の4段階に区分されており、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」については、「記載が適当」との勧告がなされた。

○	記載 Inscription	世界遺産一覧表に記載するもの。
	情報照会 Referral	追加情報の提出を求めた上で、次回以降に再審議するもの。
	延期 Deferral	より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの（推薦書の再提出後、約1年半をかけて再度諮問機関の審査を受ける必要がある）。
	不記載 Not to inscribe	記載にふさわしくないもの（世界遺産委員会で不記載決議となった場合、例外的な場合を除き再推薦は不可）。

2. 記載基準への適合

自然遺産の記載基準のうち、以下に合致することが認められた。

記載基準	評価の内容
x 生物多様性	<u>国際的にも希少な固有種に代表される生物多様性保全上重要な地域である。</u>

3. 指摘事項等

- 当該国のこの資産の保全に対する決意と、完全性に対する疑問に対処するために当初の推薦を修正した努力を賞賛する。
- 以下について対応を要請する。
 - a) 特に西表島について、観光客の収容能力と影響に関する評価が実施され、観光管理計画に統合されるまでは、観光客の上限を設けるか、減少させるための措置を要請する。
 - b) 希少種（特にアマミノクロウサギ、イリオモテヤマネコ、ヤンバルクイナ）の交通

事故死を減少させるための交通管理の取組の効果を検証し、必要な場合には強化するよう要請する。

c) 可能な場合には、自然再生のアプローチを採用するための包括的な河川再生戦略を策定するよう要請する。

d) 緩衝地帯における森林伐採について適切に管理するとともに、あらゆる伐採を厳に緩衝地帯の中にとどめるよう要請する。

○ 上記要請事項への対応状況について、2022年12月1日までにユネスコに提出し、IUCNの評価を受けるよう要請する。